様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　２０２５年　３月１１日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）あいふぁしりてぃーず  一般事業主の氏名又は名称 株式会社ｉファシリティーズ  （ふりがな） いわがみ　なおや  （法人の場合）代表者の氏名 岩上　直也  住所　〒163-0408  東京都新宿区西新宿２丁目１番１号新宿三井ビルディング８階  法人番号　5011101095849  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進への取り組み  ＊弊社HPのタイトル | | 公表日 | ２０２３年　３月２３日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | <https://i-fc.co.jp/dx-promotion/>  ・DX推進に対する経営ビジョン  ・企業理念 | | 記載内容抜粋 | ●企業理念  infrastructure  すべての人が安心してインフラを利用できる環境を提供する  innovation  インフラサービスで新しい価値を創造し、社会に貢献する  identity  社員が一丸となって、誠実・健全に真摯に活動する  ●DX推進に対する経営ビジョン  現時点においては、社会環境の変革に加え、会社規模の急激な拡大も伴い、弊社で理想とすべき姿に比べて、デジタル技術の導入も導入済みの技術の活用もそれを扱う社員のリテラシーやデジタル人材の確保、あらゆる点で発展途上となっており、すべての項目において改善が必要となります。  こうしたビジネス環境の激しい変化に柔軟に対応し、「選ばれ続けるサービス提供事業者として」という中期経営コンセプトを実現するためにDX推進に関する戦略を立て、推進と情報発信を行ってまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会非設置設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である経営会議において承認。参加者は以下の通り。  ・代表取締役  ・全取締役  ・すべての各部門長  ページ末尾に社長署名を配置することにて、DX推進プロジェクト全体に対して意思決定機関の決定に基づいている内容であることを証明しております。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進への取り組み  ＊弊社HPのタイトル | | 公表日 | ２０２３年　３月２３日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | <https://i-fc.co.jp/dx-promotion/>  ・i ファシリティーズのＤＸ戦略 | | 記載内容抜粋 | i ファシリティーズのＤＸ戦略  ・テレワークの積極的導入  感染症発生時の業務運営におけるロスを未然に防ぎ、お客様、従業員の安心、安全に配慮し、業務運営を行っております。  ・CRM/SFAのクラウド化  CRM、SFAのクラウド化により、全従業員がテレワーク環境下からでも顧客情報にアクセスする事を可能にしており、円滑な業務運営と、運用工数の削減を同時に実現するべく、システム構築を実施しております。  ・チャットツール、クラウド掲示版の活用  テレワークの積極導入により、業務効率化を推進していく反面で、社内での情報共有や社員間のコミュニケーションの低下、情報のばらつきを防ぐため、クラウド掲示板上での共有事項の掲示、会話についてはチャットツールを用い、対話の履歴を辿る事で手戻りのない業務環境の構築を行っております。  ・オンライン会議システムの活用  オンライン会議を活用する事で、複数拠点間のコミュニケーションを円滑に行い、往来に掛かる時間、コストの削減により、業務効率の改善を図っております。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会非設置設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である経営会議において承認。参加者は以下の通り。  ・代表取締役  ・全取締役  ・すべての各部門長  ページ末尾に社長署名を配置することにて、DX推進プロジェクト全体に対して意思決定機関の決定に基づいている内容であることを証明しております。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | <https://i-fc.co.jp/dx-promotion/>  ・運営体制  ・i ファシリティーズのＤＸ戦略 | | 記載内容抜粋 | 運営体制  代表取締役を実務執行統括責任者として配置するとともに、当社のすべての各部門の長を集めた会議体をDXを推進するための組織として位置づけ、会社全体でDXに取り組む体制を構築。品質管理やITの推進、社内ネットワークの構築、基幹システムのクラウド化を担う部署や、自動化を設計する部署など、それぞれの専門分野ごとに独立させ、個々の機能を高めるとともに、より人材を確保しやすい環境を構築して、DXをより実現しやすい組織編制としました。  ●人材の育成、確保について  ・採用窓口を拡大  デジタル人材を配置する部門を独立化させ、採用窓口を拡大  ・OJTの仕組みを見直し  キャリア採用を強化するとともに、OJTの仕組みを整え、新入社員の積極的な配置を行える環境を整えます  ・情報セキュリティ研修などを実施  全従業員を対象として、デジタルリテラシーの向上を図るための情報セキュリティ研修などを定期的に実施  ・動画配信などを活用した研修の提案  提携している社外の研修機関での研修受講を積極的に促すとともに動画配信などを活用した研修の提案などを実施  ●i ファシリティーズのＤＸ戦略  ・資格取得の支援  当社では社内研修などを行い、デジタル技術の知識習得を促し、社内全体のデジタル技術の向上を推進しており、デジタル技術を活用する事に関連する資格保有率100％を目指しております。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | <https://i-fc.co.jp/dx-promotion/>  ・DX戦略の環境整備 | | 記載内容抜粋 | ・DX戦略の環境整備  テレワークだとお客様対応できない  テレワークでもリスクなく  対応可能！  テレワークを推進していく為に全社員が業務用に貸与しているスマートフォンでの内線化、またはPCによるソフトフォン対応を行い、自宅環境からでもセキュアにアクセスが可能なVPN環境を構築することで、全従業員がテレワークでもリスク無くお客様対応を実施できる環境を整備しております。  ・諸々の申請でトラブルの恐れ  業務フローをクラウド化！  全従業員がテレワーク可能  CRM、SFAや労務管理システム、経費精算システム、電子署名システムの導入で業務フローをクラウド化することで労務管理、経費精算、契約書業務といった出社を前提とした業務を、全てリモートで処理し、全従業員がテレワークを実施することが可能な環境を構築しております。  ・業務効率を図りたい  人的ミス防止&業務効率改善  サービスの品質も向上！  RPA、AI-OCRの活用による、申込書などの手書きのペーパー情報を自動的に読み取る仕組みを構築すると共に、人的なミスが発生しない仕組みにすることで、サービスの品質向上と、業務効率の改善を実現致します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進への取り組み  ＊弊社HPのタイトル | | 公表日 | ２０２３年　３月２３日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | <https://i-fc.co.jp/dx-promotion/>  ・DX推進の達成状況の指標の一つとして | | 記載内容抜粋 | ●DX推進の達成状況の指標の一つとして  01 主要サービスの継続率向上  02 DX推進スコアの平均値を向上  03 主要システムのクラウド化率、自動率の向上  04 時間外労働時間数平均値を改善  05 社員のデジタルリテラシー向上に関する研修の受講率の向上 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ２０２３年　３月２３日 | | 発信方法 | 当社WEBサイトに掲載しております。  <https://i-fc.co.jp/dx-promotion/>  ・DX推進に対する経営ビジョン | | 発信内容 | DX推進に対する経営ビジョン  近年、ICT技術の進化により、これまでの業務運営における定説は大きく変革しており、当社においても、これまでの定説を日々DX化の視点から見直す事で、業務効率化、生産性の向上に努めております。  しかしながら、DX化の推進を強める程に、デジタル人材の不足も顕在化してきており、これまで以上に推進していくには、当社従業員全体のリテラシーの向上、デジタル人材の確保、育成が急務であるのが現状でございます。  DX化と共に、新しい価値を創造し、社会に貢献していく為に、積極的なICTサービスの活用、デジタル人材の育成・確保、DX化におけるサービス品質の向上に取り組み、お客様に選んでいただけるサービス提供事業者となる事をビジョンとして掲げ、DX化の推進を積極的に行っていく所存でございます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２５年　２月２８日～継続実施中 | | 実施内容 | 自己診断結果入力サイトにてDX推進指標自己診断フォーマットを別途提出済みになります。  受付番号：202502AH00004285 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２３年　６月頃　～継続実施中 | | 実施内容 | ２０２３年　６月６日付けで、弊社は「SECURITY　ACTION」の「★★二つ星」を宣言しました。  自己宣言ID：40207042174  サイバーセキュリティに関する対策の方針として「情報セキュリティ基本方針」を策定、公表しました。  https://i-fc.co.jp/security/ |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。